

「特別な教育的ニーズをもつ児童の事例研究」 —気になる子への対応と保護者との連携—

A case study of infants with the special educational need A support for difficult children and cooperation parents

山本 忍 (Shinobu Yamamoto) 指導：菅野 純

1. 問題と目的

昨今の社会情勢の変動は激しく、その変化していく情勢の中で、大人も子どもも心身ともに揺さぶられている。このような変化の激しい時代に於いて、子どもたちを未来に関わってよりよい方向へ導いていく使命を学校（幼稚園）教育に関わる我々は再認識して、その責務を実行していくかなければならないであろう。

幼稚園教育は、子ども達の発達に関わって極めて重要な部分を担っており、指導援助という「実践」を通して子どもたちの発達を支えているのである。親は子どもたちの発達を託し幼稚園はそれに応えるべき「発達を促進するための実践」が期待されている（塩見2007）

しかし、教育現場では「特別な教育的ニーズ」を要する様々な問題を抱えた子どもたちが、急増している現状である。

そのような中で、子ども達の指導援助の方法や、保護者への対応等、考え改善していかなければならない問題も多く、特にクラスの中で安定性に欠けた子ども（暴力・多動的）への対応と保護者への支援は、急務であり日々の実践を通してよりよい方向に推し進めていかなければならない（塩見2007）。本課題研究では、「特別な教育的ニーズ」をもつた児童に焦点を当て、3つの事例（多動性・場面緘默・アスペルガー症候群的傾向）を取り上げ、日々の対応（指導援助）と保護者との連携について考える。また、今後の特別支援教育はどのようにあるべきか「幼稚園・小学校・質問紙」を通して各園・学校の実態を捉え、連続性のある特別支援教育の在り方を検討する。

2. 先行研究

アメリカにおいて、1975年に全障害児教育法（Education for all Handicapped Children Act:P.L94-142）が制定された。この法律は、「すべての障害のある子どもに無償で公教育を保障し、可能な限り通常の教育環境で教育すること」を定めたものである。LDが特殊教育の対象として正式に認定され、障害のある子どもに対してIEP（Individualized Educational Program 個々の教育プログラム）を作成することが義務となった。

日本では、平成19年4月1日に施行された改定学校教育法により「特殊教育」が「特別支援教育」と改められた。幼・小・中学校において特別の支援を必要とする児童・

生徒に対し障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記されている。以上のように法律の改正により、今後通常の学校（幼・小・中学校）において、特別な教育的ニーズをもった子ども達（児童・生徒）の支援に力を注いでいくことが期待される。

3. 方法

調査時期：200X年4月～200X+1年3月

調査対象：首都圏の幼稚園児3名（4歳男児2名、5歳女児1名）とその保護者

分析方法：園生活における行動の記録を基に、事例毎に援助と連携について比較分析

軽度発達障害と思われる児童とその保護者への援助の過程を考察し適切な連携方法を考察する。また、「幼稚園・小学校質問紙」により特別支援教育の実態と今後の課題を追究する。

4. 結果と考察

「特別な教育的ニーズ」を必要とする児童は、発達上の特性（どのような時に、どのような行動が起こりやすいのか・変容の過程とその要因）をよく理解しながら、援助を重ねていくことが大切であることを、3つの事例を通して認識した。また、日々の安定感にも違いが出ることを考慮し、その日ごとの心理的・理解も重要なキーワードになることが示唆された。

保護者との連携においては、保護者の立場を理解しながら「共感的な姿勢」と「受容的な対応」が大切であるとの認識を得た。心の歩み寄りによって、通じ合うことが容易になり、受け入れ合いがスムーズになっていくことを、実感したのである。また、母親支援にあたっては、保育者が母親の安心感を高めていくことが、配慮として不可欠であった。それは、母親の不安定さが、子どもの心に大きな影響を与えるからである。母親が安定した心で接していくことは、子どもの心を安定させていく基になるからである。

5. 今後の課題

質問紙によって、幼稚園・小学校の教師が保護者との『スムーズな連携』を、1番に望んでいることが分かった。今後も更に、家庭との連携のあり方を考えると共に、集団教育の利点を生かし、教育的ニーズに合わせた適切な援助方法を追究していく必要があると思われる。